

# 長野市ICT産業協議会規約

## (目的)

第1条 本会は、会員相互の連携により情報サービス産業の健全な発展を図るとともに、地域社会の情報ネットワーク化・活性化に寄与することを目的とする。

## (名称)

第2条 本会は、長野市ICT産業協議会と称する。

## (事務所)

第3条 本会の事務局は、長野市経済産業振興部商工労働課内に置く。

## (会員)

第4条 本会は、会の趣旨に賛同し長野市内に事務所を置く次のものをもって組織する。

(1)ソフトウェアハウス

(2)システムハウス

(3)データベースサービス業

(4)情報処理サービス業

(5)通信サービス業

(6)その他、情報サービス産業の振興を目的とするもので、本会が適当と認めたもの

2 本会に、会の趣旨に賛同する賛助会員及び特別会員を置くことができる。

3 本会の会員になろうとするものは、別に定める手続きにより会長に申し込むものとする。

## (事業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため以下の事業を行う。

(1)会員相互の交流に関する事業

(2)人材開発・育成に関する事業

(3)ソフト等の共同開発に関する事業

(4)異業種・教育研究機関及び行政機関との研究・交流に関する事業

(5)関係諸団体との交流に関する事業

(6)行政施策に対する協力及び提言に関する事業

(7)その他、本会の目的達成に必要な事業

## (役員及び事務局職員)

第6条 本会に次の役員を置く。

(1)会長 1名

(2)副会長 若干名

(3)理事 若干名

(4)監事 2名

(5)特別理事 1名

2 本会の事務局職員は、必要に応じて会長が委嘱する。

## (選任)

第7条 理事及び監事は、総会において会員の内から選任する。

2 会長、副会長は理事の互選とする。

3 特別理事は、長野市経済産業振興部長の職にある者に委嘱する。

## (職務)

第8条 会長は、会を代表し会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 理事及び特別理事は理事会を構成し、会務を審議し決定する。

4 監事は会務の執行及び会計を監査する。

(任期)

第9条 役員の任期は2年とする。

但し、再任を妨げない。

2 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで職務を行う。

3 欠員によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び参与)

第10条 本会に特別顧問、顧問及び参与を置くことができる。

2 特別顧問、顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

(総会)

第11条 総会は通常総会と臨時総会とし、会長が召集する。

2 通常総会は年1回とする。

3 臨時総会は必要に応じて開催するものとする。

(総会の議決事項)

第12条 総会は、次の事項を審議する。

(1)事業計画及び収支予算の決定に関すること

(2)事業報告及び収支決算の承認に関すること

(3)役員を選出に関すること

(4)規約の変更に関すること

(5)会費等の賦課徴収に関すること

(6)その他、本会運営に必要な重要事項に関すること

(総会の議事等)

第13条 総会は会員の半数以上の出席者がなければ会議を開くことができない。

2 総会の議長は、会長をもってこれにあてる。

3 総会の議事は出席の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(理事会)

第14条 理事会は必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。

2 理事会は、半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 理事会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(理事会の議決事項)

第15条 理事会は次の事項を審議する。

(1)会長、副会長の選任に関すること

(2)会員の加入、退会承認に関すること

(3)総会に附議する事項に関すること

(4)顧問、参与の推薦に関すること

(5)その他、会務の執行に関すること

(部会)

第16条 本会は事業遂行のため必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会について必要な事項は別に定める。

(事業年度)

第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計)

第18条 本会の経費は会費、補助金及びその他の収入をもってあてる。

第19条 この規約に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 本規約は昭和60年6月10日より施行する。

(初年度役員任期)

2 設立初年度の役員任期は、第9条の1項の規定にかかわらず昭和61年3月31日までとする。

附 則

この規約は平成4年4月27日から施行する。

附 則

この規約は平成12年5月16日から施行する。

附 則

この規約は平成16年5月20日から施行する。

附 則

この規約は平成17年5月19日から施行する。

附 則

この規約は平成21年5月12日から施行する。

附 則

この規約は平成24年5月15日から施行する。

附 則

この規約は平成28年5月12日から施行する。

附 則

この規約は平成29年5月17日から施行する。

附 則

この規約は令和6年5月15日から施行する。